

# 徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第4期) チェックリスト

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、提出してください。

## 令和3年度飲食店営業時間短縮協力金申請書(第4期)(様式1)

・「別紙 1日あたりの協力金額計算用シート」を含む(一日あたりの協力金「3万円/日」の申請の場合は添付不要)

## 誓約書(様式2)

・記載した所在地が申請書(様式1)に記載の法人所在地または個人事業主の住所と一致していること。

## (個人事業者のみ)個人事業者の本人確認書類の写し

- ・運転免許証、健康保険証、在留カード、個人番号カード(表面)のいずれかひとつ。  
※現住所が裏面記載の場合は裏面も含む。  
※個人番号カードの裏面等の個人番号が記載されている書類は提出しないでください。
- ・申請書(様式1)に記載した個人事業者の自宅住所と一致していること。

## 申請書(様式1)に記載した振込先の通帳等の写し

- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座名義人(フリガナ)」、「預金種別」、「口座番号」がわかること。
- ・申請者名義(法人の場合は申請法人)の名義の口座であること。
- ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分。
- ・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトのページの印刷。

## 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し

- ・申請書(様式1)に記載の店舗の名称・所在地と屋号・店舗所在地が一致していること。  
※変更手続き中で、新しい営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることが分かる書類を提出すること。
- ・許可年月日が申請書(様式1)に記載の「時短要請に協力した期間」以前であること。
- ・許可の有効期間が申請書(様式1)に記載の「時短要請に協力した期間」以降までであること。
- ・営業許可期間が要請期間中で途切れている場合は、新旧両方の営業許可書の写しを提出すること。
- ・営業許可書の営業者氏名または法人名と申請者名が一致していること。  
※一致しない場合は、あわせて申立書(様式4)を提出すること。

## 対象店舗の様子が分かる写真(次の①~④全て)(様式3)

### ① 店舗の外観の様子が分かる写真

・原則として、店舗名、屋号等が分かる、店舗の入り口周辺の写真。

### ② 店舗に設置された飲食スペースの様子が分かる写真

・原則として、店舗に設置された飲食スペースの写真。  
・フードコートが併設された店舗の場合は、フードコートの飲食スペースの写真。

### ③ 「ガイドライン実践店ステッカー」を店舗へ掲示している様子が分かる写真

・原則として、店先など、入店時に掲示を確認できることが明確に分かる写真。  
・ステッカー記載の店舗の名称が小さく、読み取れない場合は、別途、近くから撮影した写真も添付すること。

### ④ 営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる写真

・原則として、通常営業の場合の営業時間と、短縮後の営業時間又は休業の案内を書いたチラシ等を、店先などに掲示をしていたことが分かる写真。  
・グルメポータルサイト等は第三者による書き込みが可能であるため、添付資料としては不適切です。

## 1日あたりの売上高が分かる書類(1日あたりの協力金「3万円」の申請の場合は不要)

・原則として、

法人:一日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」及び  
「法人税の確定申告書別表一の控え」又は「法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等」  
(売上台帳と同時期のもの)

個人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び

「所得税の確定申告書の控え」又は「青色申告決算書(月別売上高)の控え等」(売上台帳等と同時期のもの)

※開店後1年未満の場合は、一日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」

※売上高に含められないものの具体例

- ・テイクアウト、デリバリー、仕出し、店内販売商品
- ・室料等の飲食以外の売上

その他詳細については、ホームページをご確認ください。